

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中 https://www.rosei.jp/lawdb/

労働基準関係

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」の 制定について

パソコン等の情報機器を使用した作業における労働衛生管理については、従来、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」(平14.4.5 基発0405001)(以下、VDTガイドライン)にて事業者が講ずべき措置が示されてきたが、近年、職場において使用される情報機器の多様化が進んでいることや、作業に従事する労働者の範囲が広がっていること等を受け、さまざまな作業形態に対応するため、ガイドラインの見直しが行われた。

ここでは、新たに制定された「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」(令元. 7.12 基発0712第3)(以下、情報機器ガイドライン)の概要について紹介する。なお、情報機器ガイドラインの制定により、VDTガイドラインは廃止された。

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて(令元. 7.12 基発0712第3)

今井礼子 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.VDTガイドラインからの主な変更点

[1]対象となる情報機器

VDTガイドラインでは、対象の機器を「ディスプレイ、キーボード等により構成されるVDT機器」としていたが、情報機器ガイドラインでは、ディスプレイを備えた情報機器を対象とし、タブレット端末等のキーボードを備えていない機器も対象とした。

なお、「VDT」(Visual Display Terminals)という用語が一般になじみがないことや多様な機器が職場で使用されていることから、情報機器ガイドラインでは「VDT」の用語を「情報機器」と置き換えて使用している。

「2]作業区分

VDTガイドラインが作業区分を作業の種類ごとに細分化していたのに対し、情報機器ガイドラインでは、①「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」と②「上記(編注:①)以外のもの」の2区分とし、それぞれに応じた労働衛生管理の進め方が定められた。

[3]心の健康への対処

心の健康および長時間労働についても必要な措置を講じることとされた。

[4]テレワークを行う労働者に対する配慮事項

テレワークを行う労働者については、労働基準 法上の労働者であることから、必要な健康確保措 置を講じることとされた。

[5] 自営型テレワーカーに対する配慮事項

自営型テレワーカー**への注文者に対して、情報機器作業の適切な実施方法等の健康を確保するための手法について、自営型テレワーカーに情報提供することが望ましいとされた。

※自営型テレワーカー:注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅または自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成または役務の提供を行う個人事業主。

2.情報機器ガイドラインの概要

[1]対象となる作業

(1)対象となる作業は、事務所において行われる情報機器作業(パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プロ

グラミング、監視等を行う作業)とする。

- (2)対象作業については、「情報機器作業の作業区 分」[図表 1]を参考に個々の情報機器作業を区 分し、作業内容および作業時間に応じた労働衛 生管理を行うこととする。
- (3)心の健康への対処については、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平18.3.31 健康保持増進のための指針公示3、平27.11.30 同6)に基づき必要な措置を講ずること。情報機器作業以外の時間も含めた労働時間の把握、長時間労働の抑制、長時間労働者に対する健康確保についても必要な措置を講じること。
- (4)事務所以外の場所で行われる情報機器作業や、 自営型テレワーカーが自宅等で行う情報機器作 業等についても、情報機器ガイドラインに準じ て労働衛生管理を行うよう指導等をすることが 望ましい。

[2]対策の検討および進め方に当たっての留意事項

(1)対策の検討に当たっては、以下の点を原則的な考え方として進めること。

図表 1 情報機器作業の作業区分

作 業 区 分	作業区分の定義	作 業 の 例
「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの(全ての者が健診対象)」	1日に4時間以上情報機器操作を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、または入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	 コールセンターでの相談対応(その対応録をパソコンに入力) モニターによる監視・点検・保守 パソコンを用いた校正・編集・デザイン プログラミング CAD作業 伝票処理 テープ起こし(音声の文書化作業) データ入力
「上記以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)」	上記以外の情報機器作業対象者	上記の作業で 4 時間未満のもの 上記の作業で 4 時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩を取ることができるもの 文書作成作業 経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のものも含む) 主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のものも含む) 経理業務(4時間以上のものも含む) に務業務(4時間以上のものも含む) 情報機器を使用した研究(4時間以上のものも

- •情報機器作業の健康影響が作業時間と拘束性に 強く依存することを踏まえ、2.[4]「作業管理」 に掲げられた対策を優先的に行うこと
- 情報機器ガイドラインに掲げるそれぞれの対策 については、実際の作業を行う労働者の個々の 作業内容、使用する情報機器、作業場所等に応 じて必要な対策を拾い出し進めること
- (2)対策を進めるに当たっては、以下の点に留意する必要がある。
- ・事業者は、安全衛生に関する基本方針を明確に し、安全衛生管理体制を確立するとともに、各 級管理者、作業者等の協力の下、具体的な安全 衛生計画を作成すること
- ・作成した計画に基づき、作業環境改善、適切な 作業管理の徹底、健康管理の充実等の労働衛生 管理活動を計画的かつ組織的に進めていく必要 があること
- ・作業者の理解、協力を得るため、適切な労働衛 生教育を実施することが不可欠であること
- ・作業の実態に応じて情報機器作業に関する労働 衛生管理基準を定めるとともに、衛生委員会等 において一定期間ごとの評価や必要に応じた見 直しを行うことが重要であること
- ・この基準の適正な運用のため、労働安全衛生マ

ネジメントシステムに関する指針(平11.4.30 労告53)に基づき、安全衛生活動の一環として 取り組むことが効果的であること

[3]作業環境管理

作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障な く作業を行うことができるよう、[図表2]により 情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。

[4]作業管理

(1)作業時間等

- 1日の作業時間について、情報機器作業が過度 に長時間とならないように指導すること
- ・一連続作業時間が1時間を超えないようにし、連続作業の間に10~15分の作業休止時間を設け、一連続作業時間内に1~2回程度の小休止を設けるよう指導すること
- 個々の作業者の特性に配慮した無理のない業務 量となるよう配慮すること

(2)調整

作業者に自然で無理のない姿勢で情報機器作業を行わせるため、椅子の座面の高さ、机または作業台の作業面の高さ、キーボード、マウス、ディスプレイの位置等を総合的に調整させること。

図表2 作業環境管理の概略

作業環境管理項目	管 理 基 準
照明および採光	 室内は明暗の対照が著しくなく、まぶしさを生じさせないようにすること ディスプレイ画面上、書類上およびキーボード上における照度は、それぞれ情報機器ガイドラインに定める照度を目安とし、作業しやすい照度とすること ディスプレイ画面の明るさ、書類およびキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること ディスプレイ画面に太陽光等が入射する場合は、窓にブラインドまたはカーテン等を設け、適切な明るさとなるようにすること グレア*防止用照明器具等、グレアを防止するための有効な措置を講じること ※グレア:視野内で過度に輝度が高い点や面が見えることによって起きる不快感や見にくさのことで、光源から直接または間接に受けるギラギラしたまぶしさなどをいう。
情報機器等	 以下の①~⑦等の情報機器等を事業場に導入する際には、情報機器ガイドラインに定める要件を満たし、作業者が行う作業に最も適した情報機器等を選択し導入すること①デスクトップ型機器、②ノート型機器、③タブレット・スマートフォン等、④その他の情報機器、⑤ソフトウエア、⑥椅子、⑦机または作業台
騒音の低減措置	• 情報機器および周辺機器から不快な騒音が発生する場合には、騒音の低減措置を講じること
その他	・換気、温度および湿度の調整、空気調和、静電気除去、休憩等のための設備等について事務 所衛生基準規則に定める措置等を講じること

[5]情報機器等および作業環境の維持管理

作業環境を常に良好な状態に維持し、情報機器 作業に適した情報機器等の状況を確保するため、 日常の点検、定期点検および清掃を行い、必要に 応じ、改善措置を講じること。

[6]健康管理

(1)健康診断

新たに情報機器作業を行うこととなった作業者 (再配置の者を含む)、および情報機器作業を行う 作業者に対し、それぞれ配置前健康診断、定期健 康診断を実施すること[図表 3]。

(2)健康相談

作業者が気軽に健康について相談し、適切なアドバイスを受けられるように、プライバシー保護への配慮を行いつつ、メンタルヘルス、健康上の不安、慢性疲労、ストレス等による症状、自己管理の方法等についての健康相談の機会を設けるよ

う努めること。また、パートタイマー等を含むすべての作業者が相談しやすい環境を整備する等特別の配慮を行うことが望ましい。

(3)職場体操等

就業の前後または就業中に、体操、ストレッチ、 リラクゼーション、軽い運動等を行うことが望ま しい。

[7] 労働衛生教育

- (1)労働衛生管理のための諸対策の目的と方法を作業者に周知することにより、職場における作業環境・作業方法の改善、適正な健康管理を円滑に行うためおよび情報機器作業による心身への負担の軽減を図ることができるよう、作業者および管理者に対して労働衛生教育を実施すること。
- (2)新たに情報機器作業に従事する作業者に対して は、情報機器作業の習得に必要な訓練を行うこ と。なお、教育および訓練を実施する場合は、

図表3 情報機器作業を行う作業者に関する健康診断の概略

健康診断の種類	配置前健康診断	定期健康診断
実 施 時 期	配置前に実施 (配置前健康診断の前後に一般健康診断が行われる場合は、一般健康診断と併せての実施が可能)	1年以内ごとに1回、定期に実施 (一般健康診断と併せての実施が可能)
検 査 項 目	 ○業務歴の調査 ○既往歴の調査 ○自覚症状の有無の調査 ○眼科学的検査 •遠見・近見視力の検査 •屈折検査(問診に異常がなく、遠見・近見視力が	 ○業務歴の調査 ○既往歴の調査 ○自覚症状の有無の調査 ○眼科学的検査 •遠見・近見視力の検査 •調節機能検査(40歳以上の者が対象) •眼位検査(40歳以上の者を対象に医師の判断により実施) ※調節機能検査および眼位検査については、問診に異常がなく、遠見・近見視力が裸眼または矯正で両眼ともおおむね0.5が保持されている場合は省略可・その他医師が必要と認める検査 ○筋骨格系に関する検査 ・上肢の運動機能、圧痛点等の検査(問診に異常がない場合は省略可)・その他医師が必要と認める検査
対 象 者	○情報機器作業の作業区分[図表 1]に応じて実施する • 「作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」に該当する者の場合は、すべての者が健康診断の対象となる • 「上記以外のもの」に該当する者の場合は、自覚症状を訴える者のみ健康診断の対象となる	
事後措置	配置前または定期の健康診断によって早期に発見した健康阻害要因を詳細に分析し、有所見者に対して保健指導等の適切な措置を講じるとともに、予防対策の確立を図ること	

計画的に実施するとともに、実施結果について 記録することが望ましい。

[8]情報機器作業の作業区分に応じて実施する 事項

(1)情報機器作業の作業区分[図表 1]において「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの(全ての者が健診対象)」に該当する者については、上記2.[1]~[7]の対策に加えて、以下の対策を実施すること。

1日の連続作業時間への配慮

視覚負担をはじめとする心身の負担を軽減するため、他の作業を組み込むことまたは他の作業とのローテーションを実施することなどにより、1日の連続情報機器作業時間が短くなるように配慮すること。

健康診断

新たに作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの(すべての者が健診対象)に該当することとなった作業者(再配置の者を含む。以下同じ)には、上記2.[6](1)による配置前健康診断を、作業者の配置後には、2.[6](1)により定期健康診断を、すべての対象者に実施すること。

(2)「上記以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)」に該当する場合は、上記2.[1]~[7]の対策に加えて、以下の対策を実施すること。

健康診断

新たに上記以外のもの(自覚症状を訴える者のみ健診対象)に該当することとなった作業者(再配置の者を含む。以下同じ)には、上記2.[6](1)による配置前健康診断を、作業者の配置後には、2.[6](1)により定期健康診断を、自覚症状を訴える者を対象に実施すること。

[9]配慮事項等

(1)高齢者に対する配慮事項等

照明条件やディスプレイに表示する文字の大き さ等を見やすいように設定し、過度の負担になら ないように作業時間や作業密度に対しても配慮を 行うことが望ましい。また、作業の習熟の速度が 遅い作業者に対して追加の教育、訓練を実施する 等により配慮を行うことが望ましい。

(2)障害等を有する作業者に対する配慮事項

情報機器作業の入力装置であるキーボードとマウスなどが使用しにくい障害等を有する者には、必要な音声入力装置等を使用できるようにするなどの必要な対策を講じること。また、適切な視力矯正によってもディスプレイを読み取ることが困難な者には、拡大ディスプレイ、弱視者用ディスプレイ等を使用できるようにするなどの必要な対策を講じること。

(3)テレワークを行う労働者に対する配慮事項

- ・情報機器ガイドラインのほか、「情報通信技術 を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実 施のためのガイドライン」(平30.2.22 基発 0222第1・雇均発0222第1「情報通信技術を 利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施 のためのガイドラインの策定について」別添 1)を参照して必要な健康確保措置を講じる こと。
- ・事業者が提供する作業場以外でテレワークを 行う場合については、事務所衛生基準規則、 労働安全衛生規則および情報機器ガイドライ ンの基準と同等の作業環境となるよう、労働 者に助言等を行うことが望ましい。

(4) 自営型テレワーカーに対する配慮事項

・注文者は、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」(平30. 2. 2 雇均発0202第1「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の改正について」別添)に基づき、情報機器作業の適切な実施方法等の健康を確保するための手法について、自営型テレワーカーに情報提供することが望ましい。また、情報提供の際は、必要に応じて情報機器ガイドラインを参考にし、情報提供することが望ましい。